

第 2 次太子町男女共同参画推進計画の見直しについて

< 1 > 計画の見直しにあたって

1. 計画見直しの趣旨

計画の一部を「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な計画」に位置づける。

2. 計画見直しの背景

【1】国の動き

- ・ 令和 4 年「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布
- ・ 令和 5 年「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」
- ・ 令和 6 年 4 月 1 日「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行

【2】大阪府の動き

- ・ 令和 6 年「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（案）」

【3】太子町の動き

- ・ 令和 3 年「第 5 次太子町総合計画後期基本計画」
- ・ 令和 3 年「第 2 次太子町人権行政基本方針及び推進プラン」

< 2 > 計画見直しの基本的な考え方

1. 計画の位置づけ

国の「第 5 次男女共同参画基本計画」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」及び大阪府の「おおさか男女共同参画プラン（2021-2025）」「大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（2022-2026）」「大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（案）」などを踏まえるとともに、各関連計画との整合性を図る。

2. 計画の期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年

3. 計画の見直し方法

- ・ 男女共同参画推進懇話会からのご意見
- ・ 住民意識調査
- ・ パブリックコメント